

(地 148) (健 I 73)

令和 3 年 6 月 2 2 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事

羽 鳥 裕

宮 川 政 昭

(公印省略)

厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の施行について（薬務関係）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に「厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の施行について」の通知が発出されるとともに、本会に対して了知方依頼がありました。

覚醒剤については、覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 13 条の規定に基づき何人も輸出入してはならないとされています。今般、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の改正により、覚醒剤取締法の特例として、大会に参加する選手が自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入すること（以下「携帯輸出入」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けた場合は、大会開催期間及びその前後の期間に限り、認められることとなりました。

また、所要の手續規定について、携帯輸出入に係る許可申請では、出入国しようとする選手が、「覚醒剤携帯輸入（輸出）許可申請書」に、医師の診断書及び当該覚醒剤の施用を必要とすることを証する書類であつて権限のある機関が発行したものの写しを添え、地方厚生（支）局麻薬取締部に提出するものとされていること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック
競技大会特別措置法施行規則の施行について

本日、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 68 号）及び厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和 3 年厚生労働省令第 104 号）が公布されたところです。

つきましては別添の内容について、御了知いただきますようお願いいたします。

薬生発 0616 第 2 号
令和 3 年 6 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の施行について

本日、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）及び厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和 3 年厚生労働省令第 104 号。以下「省令」という。）が別添 1 のとおり公布されたところです。

改正法及び省令の趣旨並びに内容は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

覚醒剤については、覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 13 条の規定に基づき何人も輸出入してはならないとされているところである。

今般、国際オリンピック委員会（I O C）から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）に対して、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に参加する選手（以下単に「選手」という。）が覚醒剤を自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入すること（以下「携帯輸出入」という。）の特例措置の要望がなされたことを受け、改正法において、選手が大会開催期間及びその前後の期間に限り、自己の疾病の治療のための覚醒剤の携帯輸出入を特例的に認めることと

されたところである。

このため、省令において、改正法の施行に伴う所要の手續規定、届出様式等を整備した。

第2 改正法及び省令の内容

1 改正法による改正後の令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「改正特措法」という。）第31条の2の規定により、本邦に入国又は本邦から出国する選手があらかじめ厚生労働大臣の許可を受けた場合には、覚醒剤取締法第13条の規定にかかわらず、次に定める日まで覚醒剤の携帯輸出入が可能となったこと。この際、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第56条の2第1項の規定による厚生労働大臣の確認を受けることを要しないこと（改正特措法第31条の2第1項、同条第4項で準用する第1項）。

(1) 東京オリンピック競技大会に参加する選手

携帯輸入：令和3年8月8日

携帯輸出：令和3年8月31日

(2) 東京パラリンピック競技大会に参加する選手

携帯輸入：令和3年9月5日

携帯輸出：令和3年9月30日

2 携帯輸出入に係る許可申請は、出入国しようとする選手が、「覚醒剤携帯輸入（輸出）許可申請書（省令別記様式）」に、医師の診断書（疾病名、治療経過及び覚醒剤の施用を必要とする旨を記載したもの）及び当該覚醒剤の施用を必要とすることを証する書類であって権限のある機関が発行したものの写しを添え、地方厚生（支）局麻薬取締部に提出して行うものであること。また、この許可申請は手数料を要しないものであること（改正特措法第31条の2第3項、省令第2条）。

なお、医師の診断書（疾病名、治療経過及び覚醒剤の施用を必要とする旨を記載したもの）とは、患者（申請者）の住所、氏名、麻薬の施用を必要とする理由（病名）、処方された覚醒剤の品名・規格・用法等が日本語又は英語により記載された診断書を指すこと。また、「当該覚醒剤の施用を必要とすることを証する書類であって権限のある機関が発行したもの」とは、世界アンチ・ドーピング規程に従って認められた治療使用特例(Therapeutic Use Exemption; TUE)の付与又は承認の証明書を指し、様式は別添2を参考とすること。

- 3 改正特措法第 31 条の 2 第 1 項又は同条第 4 項において準用する第 1 項の規定により覚醒剤を輸入して使用する選手のうち、東京オリンピック競技大会に参加する選手については令和 3 年 8 月 31 日までの間に限り、また、東京パラリンピック競技大会に参加する選手については令和 3 年 9 月 30 日までに限り、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、覚醒剤取締法第 14 条第 1 項及び第 19 条の規定を適用するものであること（改正特措法第 31 条の 2 第 2 項、同条第 4 項で準用する第 2 項）。
- 4 改正特措法第 31 条の 2 第 1 項及び第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限は地方厚生（支）局長に委任するものであること（省令第 3 条）。ただし、厚生労働大臣がこれらの権限を自ら行うことを妨げないものであること。
- 5 入国しようとする選手が入国期間中に施用した残余の覚醒剤を携帯して出国することが予想される場合は、覚醒剤携帯輸出許可と覚醒剤携帯輸入許可を同時に申請して差し支えないこと。
- 6 地方厚生（支）局麻薬取締部から交付された許可書は、覚醒剤を携帯して本邦に入国する際又は本邦から出国する際に、それぞれ税関において、持ち込む覚醒剤の現物とともに必ず提示するよう指導されたいこと。
- 7 改正特措法第 31 条の 2 第 1 項又は同条第 4 項で準用する第 1 項の規定により覚醒剤を輸入して使用する選手が、入国期間中に施用した残余の覚醒剤を廃棄する場合、大会組織委員会から監視指導・麻薬対策課に通知の上で、地方厚生（支）局麻薬取締部の職員の立会いの下で行うものであること。

第 3 施行期日

改正法の施行の日

以 上

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第六十八号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 国民の祝日に関する法律の特例（第三十二条）」を「第五節 覚醒剤取締法等の特例の特例（第三十一条の二）」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第五節 覚醒剤取締法等の特例

第三十一条の二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会に参加する選手は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第十三条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、次の各号に掲げる行為を、それぞれ当該各号に定める日までの間に限り、することができる。この場合において、第一号に掲げる行為をしようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第五十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の確認を受けることを要しない。

一 覚醒剤（覚醒剤取締法第二条第一項に規定する覚醒剤をいう。以下この条において同じ。）を携帯して輸入すること。令和三年八月八日

二 前号の覚醒剤を携帯して輸出すること。令和三年八月三十一日

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により覚醒剤を携帯して輸入した者については、令和三年八月三十一日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関（覚醒剤取締法第二条第三項に規定する覚醒剤施用機関をいう。）において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、同法第十四条第一項及び第十九条の規定を適用する。

3 第一項の規定により覚醒剤を携帯して輸入し、又は当該覚醒剤を携帯して輸出することについて許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

4 前三項の規定は、令和三年に開催される東京パラリンピック競技大会に参加する選手について準用する。この場合において、第一項第一号中「令和三年八月八日」とあるのは「令和三年九月五日」と、同項第二号及び第二項中「令和三年八月三十一日」とあるのは「令和三年九月三十日」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

6 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省令第四百号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第三十一条の二第三項、第五項及び第六項の規定に基づき、厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則を次のように定める。

令和三年六月十六日 厚生労働大臣 田村 憲久

施行規則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(携帯輸入又は携帯輸出の許可申請)

第二条 法第三十一条の二第三項の規定により覚醒剤を携帯して輸入し、又は当該覚醒剤を携帯して輸出することについて許可を受けようとする者は、地方厚生局長に、次に掲げる事項を記載した申請書（別記様式）に疾病名、治療経過及び当該覚醒剤の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書並びに当該覚醒剤の施用を必要とすることを証する書類であつて権限のある機関が発行したものの写しを添えて、これを提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 携帯して輸入し、又は輸出しようとする覚醒剤の品名及び数量
- 三 入国し、出国する理由
- 四 覚醒剤の施用を必要とする理由
- 五 入国又は出国の期間
- 六 入国又は出国の港名

(権限の委任)

第三条 法第三十一条の二第五項の規定により、同条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 法第三十一条の二第六項の規定により、前項に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

附 則

この省令は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

別記様式（第二条関係）

覚醒剤携帯輸入（輸出）許可申請書

携帯して輸入（輸出）しようとする覚醒剤	品	数	量
	名		
入国（ 出国 ） の 理 由			
覚 醒 剤 の 施 用 を 必 要 と す る 理 由			
入国（ 出国 ）の 期 間			
入 国 （ 出 国 ） 港 名			
上記のとおり、覚醒剤を携帯して輸入（輸出）したいので申請します。			
年 月 日	住 所		
	氏 名		
地方厚生（支）局長 殿			
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。			

CERTIFICATE OF APPROVAL FOR THERAPEUTIC USE
CERTIFICAT D'AUTORISATION D'USAGE À DES FINS THÉRAPEUTIQUES

Athlete Details/Renseignements sur l'athlète

Surname/Nom de famille	Given Name/Prénom	Gender/Sexe
Date of Birth/Date de naissance	Sport/Sport	Discipline/Discipline
Competition Name /Nom de la compétition	Registered Testing Pool /Groupe cible	

Medical Information/Renseignements médicaux

The Athlete has received approval for the use of the prohibited substances(s) listed below under the conditions stipulated in this document. / L'athlète a reçu l'autorisation d'utiliser la (les) substance(s) interdite(s) citée(s) ci-dessous selon la (les) condition(s) stipulée(s) dans ce document.

Effective date/Date d'entrée en vigueur:

Prohibited Substance/Substance interdite:			
Dosage/Dosage	Frequency/Fréquence	Route/Voie	Expiration/Expiration
Conditions and Comments/Conditions et commentaires:			

Attention athlete: the dose, method and frequency of administration as prescribed by your physician have to be followed meticulously. Please carry a copy of this form with you at all times. This form should be presented to the doping control officer at the time of testing.

Athlète: les posologies, voies et fréquences d'administration doivent être méticuleusement respectées conformément aux prescriptions de votre médecin. Gardez une copie de ce formulaire en tout temps. Ce formulaire devrait être présenté à l'agent(e) de contrôle antidopage au moment du contrôle.

Authorized by/Autorisée par:

TUE Decision
Name of the TUEC Chair: